

# 放置等禁止区域

久々井港周辺において放置等の行為を禁止する区域及び物件を  
次のとおり指定しています。

備前市長

放置等禁止物件*	<ul style="list-style-type: none"> <li>船舶及び船舶の係留の用に供する工作物</li> <li>自動車、原動機付自転車及び軽車両並びに使用済自動車（部品含む）</li> <li>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条に規定する廃棄物</li> </ul>
関係法令(条例含む)*	<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾法第37条の11第1項</li> <li>漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第5項</li> <li>河川法施行令第16条の4第1項</li> <li>海岸法第8条の2第1項</li> <li>岡山県普通海域管理条例第2条の2</li> <li>岡山県児島湖面における船舶の放置等の防止に関する条例第3条</li> <li>備前市船舶等の係留保管の適正化に関する条例第7条</li> </ul>
適用開始日	令和8年3月31日

●放置等禁止区域において、みだりに船舶等を捨てたり放置（許可を受けず船舶等を係留保管すること）すると、関係法令（条例含む）に基づき**処罰**されることがあります。

<罰則等の例>

港湾区域：1年以下の拘禁刑 または 50万円以下の罰金  
(港湾法 第63条第4項) など

\*区域によって放置等禁止物件及び関係法令(条例含む)は異なります。



凡 例	
放置等禁止区域	
建設海岸	
港湾区域 港湾海岸	
漁港区域 漁港海岸	
農地海岸	

●放置等禁止区域は、国や県が関係法令（条例含む）に基づき指定する区域を含みます。

設置：備前市役所